

建 築 関 連 工 事
共 通 特 記 仕 様 書

笛吹市役所

○工 事 名 一宮児童館空調設備改修工事

○工事箇所 笛吹市一宮町末木 798 番地 1
 一宮児童館

○工 期 契約日の翌日 ～ 令和 7 年 12 月 26 日

1 一般事項

1-1 適 用

1-1-1. この特記仕様書は、笛吹市の発注する建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・解体工事）に適用する。

ただし、工事請負額 500 万円未満の工事については、監督員の指示により、本特記仕様書の事項を選択適用するものとする。

1-1-2. 本工事の施工にあたって、設計図書（内訳明細書を含む）及び特記仕様書に明記なき事項等については、建築工事標準詳細図、公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、木造建築工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書（以上いずれも国土交通省監修の最新版）、工事請負契約書、工事打合簿（協議書）に準拠するものとする。

1-2. 工事概要

本工事の工事箇所及び範囲は、別添設計図書に示すとおりである。

1-2-1. 工事箇所の状況

- ・近隣に住宅地有
- ・近隣に公共施設有

1-2-2. 施工条件

- ① アスベスト含有物の撤去搬出については飛散しないよう注意すること。
- ② 休日作業を行う場合は、施設管理者及び発注者の了解を得て行うこと。
- ③ 施工場所隣接地に保育園があるので、工事車両の出入りには注意すること。

1-3. 寸法及び数量

設計図書及び設計図面のとおりとする。

1-4. 工 期

本工事の工期は、契約書のとおりとする。

ただし、児童館が通常開設していることから、空調を使用する期間をさけるため、現場工事は10月中旬以降を想定している。

また、現場の施工については令和7年11月28日までに完成させるものとする。

1-5. 関係法令等の遵守及び関係機関との調整等

工事施工に当たっては、建設業法、建設リサイクル法、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署との調整を十分行うこと。

また、地元との調整を密にとり、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。

1-6. 事前協議

着工前には、監督員・工事監理業務委託者（工事監理業務委託を行った場合）・受注者とで事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うこと。

また、先行して建築物等の解体撤去工事が有る場合は、工事車両の搬入・搬出作業と他の工事が競合することがあるため、施設使用者を含めて速やかに協議を行い、工程計画を立てるものとする。

1-7. 工事カルテ作成・登録

1-7-1. 工事請負代金額が 500 万円以上の工事については受注時に、CORINS に工事カルテの作成登録を行うこと。

1-7-2. 工事請負代金額が 2500 万円以上の場合は受注時に加えて完了（工期等の変更）時にも工事カルテの作成登録を行うこと。

1-7-3. 登録時には監督員に提示して内容確認を得ること。

1-8. 工事支障物件

本工事の工事着手前に隠蔽部分及び地下埋設物（給排水管・電気配管）等の支障物件について調査し、監督員に報告するものとする。なお、工事に支障がある場合は、施工方法及び工程について別途協議するものとする。

1-9. 建設副産物

1-9-1. 受注者は、建設リサイクル法、廃棄物処理法、その他関係法令に基づき、建設副産物等の適正な処理に努めなければならない。

1-9-2. 特定建設資材を含む建設資材を工事現場に搬入する場合は「再生資源利用計画書」を、建設副産物を工事現場から搬出する場合には「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付すること。

1-9-3. 受注者は、工事の完了時には上記の計画書を加筆修正した「実施書」を提出するとともに、マニフェストの提示及び「建設廃棄物処理結果（又は状況）報告書」を提出すること。

1-9-4. 電子データ「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 形式）」を CD-ROM により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

1-10. 工事現場管理

受注者は、本工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

1-10-1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

1-10-2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、積み込ませないこと。

1-10-3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。

1-10-4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

1-10-5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

1-10-6. 以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

1-11. 交通安全管理

本工事の施工に際して必要な関係官公署等と協議を行うとともに、道路上の工事を行う場合は「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な管理を行うものとする。また、工事敷地内に入出入りする車両等に対する交通誘導員による交通安全管理は次の通り実施するものとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1-11-1. 交通(安全)管理の時間帯；8:00～17:00 実労8時間（交代要員なし）

1-11-2. 配置人員；1名（交代要員無）/日 期間；2日間

1-12. 工事中の安全確保

1-12-1. 本工事の施工にあたり、工事関係者以外の者が区域内に侵入しないよう仮囲い又はバリケード等の保安施設を設置し事故が発生しないよう注意を払うこと。

1-12-2. 建設資材の運搬経路と通学路が重なる場合は十分配慮し、事故・苦情等が発生しないよう留意すること。

1-13. 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は標準仕様書によるほか、つぎによるものとする。

1-13-1. 段階確認計画書の作成

工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認時期を記した段階確認計画書を作成する。なお、段階確認計画書は、施工計画書に含めて提出すること。

1-13-2. 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計書通りの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

1-13-3. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来型が確認できる資料を事前に作成し監督員に提出すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。

1-13-4. その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

1-14. 施工管理

1-14-1. 本工事の施工管理は、公共建築工事標準仕様書（各工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）及び同施工監理指針並びに山梨県県土整備部営繕課が定める基準によるものとする。

1-14-2. 工事写真管理は、「建設大臣官房官庁営繕部監修の工事写真の撮り方」によ

る。

2. 施工一般

2-1. 工事一般

2-1-1. 仮設工

仮設工については、現地の状況を十分把握し、安全性・経済性・構造等については、受注者が十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。また、騒音・振動などにより周辺住民から苦情が寄せられた場合は、直ちに工事を中止し、工法などについて監督員と協議するものとする。

また、足場を設ける場合は、労働安全規則による他、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとする。

2-1-2. 安全教育・訓練（朝礼・K Y活動・安全巡視を含む）等の実施

2-1-2-1. 安全教育・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全教育・訓練等について、工事着手後原則とし作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、安全教育・訓練等を実施するものとする。

2-1-2-1-1. 安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育

2-1-2-1-2. 本工事内容等の周知徹底

2-1-2-1-3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

2-1-2-1-4. 本工事における災害対策訓練

2-1-2-1-5. 本工事現場で予想される事故対策

2-1-2-1-6. その他、安全教育・訓練等として必要な事項

2-1-2-2. 安全教育・訓練等に関する施工計画書への記載

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を記載し、監督員に提出するものとする。

2-1-2-3. 安全教育・訓練（朝礼・K Y活動・安全巡視を含む）等の実施状況報告

安全教育・訓練等の実施状況を記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

2-1-3. 施工計画

受注者は施工に先立ち、本工事の施工条件を十分検討の上、仮設計画、工程計画、品質計画、安全等の施工管理などについて施工計画を立案し、監督員の承諾（変更の必要がある場合も同様とする。）を受けなければならない。

また、仮BMを設置する場合は、位置図及び測量成果を添付し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、各工種別の施工計画（要領）書についても同様とする。

2-1-4. 工事着手前の調査・測量（起工測量）

受注者は施工に先立ち、工事着手前の調査・測量・設計図書などの内容確認

等を行い、必要に応じてそのデータを監督員に提出し協議を行うものとする。

2-1-5. 資材置き場等

仮設事務所及び資材置き場等を設置する場合は監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限とし、工事終了後は原形に復旧するものとする。

2-1-6. 工事における排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において表-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律 51 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」、もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（平成 16 年 9 月 1 日までに装着されたものに限る）を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

表－1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクターショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）、ロードローラ、タイヤロ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

ーラ、振動ローラ・ホイールクレーン、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	
--	--

2-1-7. 低騒音型・低振動型建設機械の使用

本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（S 51. 3. 2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正 S 62. 3. 30 建設省経機発第 58 号）に基づき、低騒音型・低振動型建設機械の使用を義務付けた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（H9. 7. 31 建設省告示第 1536 号 最終改定 H13. 4. 9 国土交通省告示第 2438 号）に基づき指定された低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように建設機械を撮影し、監督員に提出するものとする。

2-2. その他

2-2-1. 高度技術、創意工夫、社会性等について

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

2-2-2. 提出物（完成図書）等

- 工事関係書類（ファイル綴じ、もくじ、インデックス付）・・・1 部
- 完成図（製本二つ折 A 4、原図及び複写図、黒表紙金文字）・・・2 部
- 完成写真、メーカーリスト、保証書等・・・各 1 部
- CD-ROM（完成図 CAD データ、完成写真データ等）・・・一式
- その他必要書類（監督員の指示による施工に関する書類）

2-2-3. その他

この特記仕様書により難しい場合、記載無き事項、及び疑義の生じた際には、監督員と協議し決定するものとする。